

男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画

いたばしアクティブプラン 2020

平成 29 年度 実施状況報告書



板橋区

はじめに

板橋区では、すべての区民が、個人としての尊厳を重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、ともに住みよいまちをつくる男女平等参画社会の実現をめざすため、平成 15（2003）年に「板橋区男女平等参画基本条例」（以下「条例」という。）を制定しました。この条例では、5つの基本理念を定め、区、区民、事業者・民間団体それぞれの責務を明らかにするとともに、男女平等参画社会実現のための行動計画の実現を義務付けています。

区では、この条例に基づき、男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン 2020（以下「本計画」という。）を策定し、男女平等参画に関する施策を総合的・計画的に推進しています。

本書は、本計画における各所管課の事業等に関する平成 29 年度の実施状況を取りまとめたもので、条例第 8 条第 3 項の規定に基づき、報告するものです。

目 次

1 計画の概要（性格・期間・考え方）.....	2
2 計画の体系.....	3
3 実施状況報告について.....	5
4 評価標語及び件数について.....	5
5 二次評価集計一覧.....	6
6 平成 29 年度【評価】及び実績報告.....	7

1 計画の概要

(1) 計画の性格

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項に定める「市町村男女共同参画計画」に該当するものであると同時に、条例第 8 条第 1 項に規定する「行動計画」であり、「男女平等参画社会実現のための第四次板橋区行動計画 いたばしアクティブプラン」（以下「第四次行動計画」という。）を継承・発展させた計画です。

本計画の「めざす姿 1」（全施策）は、女性活躍推進法第 6 条第 2 項に定められた「市町村推進計画」に該当するもので、「板橋区女性活躍推進計画」として位置づけています。

また、本計画の「めざす姿 3/行動 3-2/施策 3-2-2」は、配偶者暴力防止法第 2 条の 3 第 3 項に定められた「市町村基本計画」に該当するもので、「板橋区配偶者暴力防止基本計画」として位置づけています。

なお、本計画は、「板橋区基本構想」「板橋区基本計画 2025」「板橋区人口ビジョン及び総合戦略 2019」「板橋区次世代育成推進行動計画 いたばし子ども未来応援宣言 2025」「第 3 期板橋区特定事業主行動計画」及び「板橋区地域保健福祉計画 地域でつながる いたばし保健福祉プラン 2025」などの関連計画と整合が図れるように策定しています。

(2) 計画の期間

平成 28（2016）年度から 32（2020）年度までの 5 年間です。

(3) 計画の基本的な考え方

- ① 「第四次行動計画」までの「男女平等参画推進」を踏まえつつ、女性の活躍推進に向けた取組を主眼に置いた計画へと再構築します。
- ② 「すべての女性が輝くまち いたばし」を、計画全体を貫く横断的な視点に据え、「選択と集中」による重点化・スリム化、推進体制（しくみづくり）の強化を通じ、より実効性のある計画とします。
- ③ 条例第 3 条に規定する 5 つの基本理念（人権尊重、個人の能力発揮、政策方針決定過程への参画、多様な生き方の選択、仕事と家庭等の両立支援）を行動計画の基本理念とする考え方は、「第四次行動計画」を踏襲します。
- ④ 生産年齢人口の増加や定住化の促進をめざし、現在、区が魅力ある地域社会の形成に向けて取り組む広報活動「シティプロモーション戦略」のターゲットが 30 歳から 44 歳の女性であることから、効果的に連携が図れるように努めます。
- ⑤ 本計画では、「性別・年齢や障がいの有無などにかかわらず、誰にとっても利用しやすくデザインする」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、子ども連れの人などが社会参加・参画しやすいしくみを構築していきます。

区政全般に「女性が社会参加・参画しやすいしくみ」が構築されるよう、区政の担い手であり広報パーソンでもある職員の意識改革を積極的に推進します。

2 計画の体系

○ 行動計画全体を貫く横断的な視点

すべての女性が輝くまち いたばし

めざす姿 1

女性が活躍できるまち

～女性の多様な働き方を可能にする社会～

板橋区女性活躍推進計画

行動 1-1

仕事と生活の調和
(ワーク・ライフ・バランス) の推進

行動 1-2

女性の継続就労や社会参画が叶う
環境の整備

行動 1-3

就労や能力発揮に向けた支援

めざす姿 2

男女がわかりあえるまち

～男女平等参画の意義を理解し、
共有できる社会～

行動 2-1

男女平等参画の意識づくり

行動 2-2

あらゆる分野へのさらなる
男女平等参画促進

めざす姿 3

安心で安全に暮らせるまち

～性差を理解し思いやりをもって
暮らせる社会～

行動 3-1

心とからだの健康支援

行動 3-2

ハラスメント等の根絶

めざす姿 4

実現のために

～推進を加速する基盤整備の充実～

行動 4-1

区職員の男女平等参画推進

行動 4-2

行動計画実現に向けた進捗管理

行動 4-3

男女平等を進めるためのしくみと
男女平等推進センター機能の充実

事業数【132】

施策 1-1-1	ワーク・ライフ・バランスへの理解促進	【3】
施策 1-1-2	男性の働き方改革・家庭参画促進	【5】
施策 1-2-1	企業等における環境の整備とポジティブ・アクションの推進	【5】
施策 1-2-2	子育てに対する支援	【9】
施策 1-2-3	介護等に対する支援	【6】
施策 1-3-1	女性の就労と能力向上に向けた支援	【8】
施策 1-3-2	女性の経済的自立と生活安定に向けた支援	【6】
施策 2-1-1	男性・女性の意識改革推進	【3】
施策 2-1-2	生涯キャリア形成に向けた意識づくり	【4】
施策 2-1-3	幼少期、学校期など若年世代における男女平等参画意識の推進	【4】
施策 2-2-1	区の政策・方針決定過程等への女性の参画拡大	【3】
施策 2-2-2	地域活動における男女平等参画推進	【2】
施策 2-2-3	男女平等参画の視点を踏まえた防災対策	【2】
施策 3-1-1	性差に配慮した健康づくり支援	【5】
施策 3-1-2	からだと性に関する正確な情報の提供	【3】
施策 3-2-1	様々な暴力・ハラスメントの防止	【5】
施策 3-2-2	配偶者からの暴力の防止と被害者支援	【31】
	板橋区配偶者暴力防止基本計画	
施策 4-1-1	男女平等参画に関する職員の理解促進	【2】
施策 4-1-2	男女がともに働きやすい職場環境の整備	【4】
施策 4-1-3	女性職員が活躍できる環境の整備	【2】
施策 4-2-1	連携による推進体制の充実	【2】
施策 4-2-2	点検評価・成果測定の実施と改善	【3】
施策 4-3-1	相談体制の充実	【2】
施策 4-3-2	広がりを持った広報・啓発	【4】
施策 4-3-3	誰もが参加しやすいしくみづくり	【3】
施策 4-3-4	区民との協働推進	【5】
施策 4-3-5	女性健康支援センターとの連携強化	【1】

3 実施状況報告について

本計画の計画期間である平成 28（2016）年度から 32（2020）年度のうち、平成 29（2017）年度を対象とします。

（1）活動指標

各施策内の主な事業については活動指標を設定し、該当事業を実施する所管課が自己評価（一次評価）を行うとともに、条例第 14 条第 2 項により男女平等参画推進本部がめざす姿、行動、施策について進捗状況を把握し総合評価（二次評価）を行います。評価により施策推進における課題等を明らかにし、次年度以降の効果的な推進につなげていきます。

また、計画期間中、男女社会参画課が主体となって関係所管課と連携し組織横断的に取り組んでいく 6 事業を「横断的な連携取組」と位置づけています。

（2）事業実績報告

本計画の全 132 事業について、所管課が量的、或いは質的な変化をもとに進捗状況をまとめています。

4 評価評語及び件数について

（1）一次評価（活動指標を設定した事業に対する所管課による自己評価）

評価評語	定義	一次
達成	計画どおり、又は、計画より早く進捗し、事業目標を達成した状態	1
順調	事業目標の達成に向け順調に進捗し、事業継続により目標達成が見込める状態	18
維持	必ずしも上向き傾向ではないが、ある程度のレベルで進捗し、事業の継続により目標達成が期待できる状態	6
停滞	事業目標に対して進展していない状態	3
	合計件数	28

（2）二次評価（男女平等参画推進本部による評価）

一次評価を踏まえ、計画の体系（「めざす姿」・「行動」・「施策」）ごとに評価を行います。

評価評語	定義	姿	行動	施策
達成	計画どおり、又は、計画より早く進捗し、目標（指標）を達成した状態	0	0	0
順調	目標（指標）の達成に向け順調に進捗し、達成が見込める状態	4	9	18
維持	必ずしも上向き傾向ではないが、ある程度のレベルで進捗し目標（指標）達成が期待できる状態	0	1	8
停滞	目標（指標）に対して低めで推移し、状況が進展していない状態	0	0	1
	合計件数	4	10	27

5 二次評価集計一覧

めざす姿 1 女性が活躍できるまち ～女性の多様な働き方を可能にする社会～				
二次評価評語：順調				
行 動	評語	施 策		評語
1-1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	順調	1-1-1	ワーク・ライフ・バランスの推進	順調
		1-1-2	男性の働き方改革・家庭参画促進	順調
1-2 女性の継続就労や社会参画が叶う環境の整備	順調	1-2-1	企業等における環境の整備とポジティブ・アクション	順調
		1-2-2	子育てに対する支援	順調
		1-2-3	介護等に対する支援	維持
1-3 就労や能力発揮に向けた支援	順調	1-3-1	女性の就労と能力向上に向けた支援	順調
		1-3-2	女性の経済的自立と生活安定に向けた支援	順調
めざす姿 2 男女がわかりあえるまち～男女平等参画の意義を理解し、共有できる社会～				
二次評価評語：順調				
行 動	評語	施 策		評語
2-1 男女平等参画の意識づくり	順調	2-1-1	男性・女性の意識改革推進	順調
		2-1-2	生涯キャリア形成に向けた意識づくり	順調
		2-1-3	幼少期、学校期など若年世代における男女平等参画意識の推進	順調
2-2 あらゆる分野へのさらなる男女平等参画促進	維持	2-2-1	区の政策・方針決定過程等への女性の参画拡大	停滞
		2-2-2	地域活動における男女平等参画推進	維持
		2-2-3	男女平等参画の視点を踏まえた防災対策	順調
めざす姿 3 安心で安全に暮らせるまち～性差を理解し思いやりをもって暮らせる社会～				
二次評価評語：順調				
行 動	評語	施 策		評語
3-1 心とからだの健康支援	順調	3-1-1	性差に配慮した健康づくり支援	維持
		3-1-2	からだと性に関する正確な情報の提供	順調
3-2 ハラスメント等の根絶	順調	3-2-1	様々な暴力・ハラスメントの防止	順調
		3-2-2	配偶者からの暴力の防止と被害者支援	順調
めざす姿 4 実現のために～推進を加速する基盤整備の充実～				
二次評価評語：順調				
行 動	評語	施 策		評語
4-1 区職員の男女平等参画推進	順調	4-1-1	男女平等参画に関する職員の理解促進	順調
		4-1-2	男女がともに働きやすい職場環境の整備	維持
		4-1-3	女性職員が活躍できる環境の整備	維持
4-2 行動計画実現に向けた進捗管理	順調	4-2-1	連携による推進体制の充実	維持
		4-2-2	点検評価・成果測定の実施と改善	順調
4-3 男女平等を進めるためのしくみと男女平等推進センター機能の充実	順調	4-3-1	相談体制の充実	順調
		4-3-2	広がりを持った広報・啓発	順調
		4-3-3	誰もが参加しやすいしくみづくり	維持
		4-3-4	区民との協働推進	維持
		4-3-5	女性健康支援センターとの連携強化	順調

6 平成 29 年度【評価】及び実績報告

● ● めざす姿 1 女性が活躍できるまち ● ●

板橋区女性活躍推進計画

～女性の多様な働き方を可能にする社会～

※めざす姿 1（全施策）は「板橋区女性活躍推進計画」として位置づけられているため、女性活躍の視点も加味した評価となります。

めざす姿 1【順調】

区民・区内事業者に対するワーク・ライフ・バランスやダイバーシティ&インクルージョン（多様性の受容）の推進、子育てや介護を支援する環境の整備、女性を取り巻く環境やニーズに応じた学びの機会の提供など、様々な事業を推進した。また、いたばしグッドバランス推進会議による全庁的な体制の確立や、女性の就労支援に向けたセミナーの参加者の増加等の実績を見ると、平成 28 年度に比べ、順調に進捗している。今後も、女性の活躍と多様な働き方の実現をめざして、引き続き積極的に取り組んでいく。

行動 1-1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進【順調】

ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、全庁的な推進体制を構築した。今後はワーク・ライフ・バランス推進に関する各事業内容の一層の充実に努め、区民、区内事業者、区職員に向けて積極的に取り組んでいく。

施策 1-1-1 ワーク・ライフ・バランスへの理解促進【順調】

全庁的な推進体制を人事課とともに構築し、区職員、区民、区内事業者等に向けたワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでいる。今後はダイバーシティ&インクルージョンと併せてワーク・ライフ・バランスを推進していくことを「いたばしグッドバランス」と名付け、多様な生き方・働き方という視点で啓発を進めていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値（32 年度末）	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No. 1	横断的な連携取組 1		評価評語：順調
	ワーク・ライフ・バランス啓発のために関連事業と連携		区内企業とのつながりがある産業振興公社と連携し、事業における啓発活動や取組の周知を、効果的に実施することができた。
事業 No. 2	横断的な連携取組 2	理解促進に向けた連携会議の開催 10 課（機関）以上連携 年 3 回以上開催	評価評語：順調
	ワーク・ライフ・バランス推進のための全庁的な体制の構築		男女社会参画課と人事課を事務局とする「いたばしグッドバランス推進会議」を立ち上げ、20 課で構成される幹事会を 3 回、24 課の庶務担当係で構成される実務担当者会を 3 回開催し、課題の共有や次年度に向けた取組について議論を重ねた。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
1	横断的な連携取組 1 ワーク・ライフ・バランス啓発のために関連事業と連携	ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性を連携により様々な対象に向けて周知していく。	産業振興公社主催の働きがいのある会社賞関連セミナー及び表彰式において、企業に向けてワーク・ライフ・バランス推進や周知を行った。	男女社会参画課 （庁内連携）

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
2	横断的な連携取組 2 ワーク・ライフ・バランス推進のための全庁的な体制の構築	関係所管課担当者を構成員とする、ワーク・ライフ・バランス連携会議を設置する。	いたばしグッドバランス推進会議を立ち上げ、幹事会を 3 回、実務担当者会を 3 回開催した。会議内において、平成 30 年度の具体策として、推進に向けたリーフレットを作成した。	男女社会参画課 (庁内連携)
3	現代的な課題の学習「働くことと育児を考える学習」 【働くことと育児を考える講座、はたいくカフェ】	区民の企画運営による講師・助言者を交えた話し合い学習や気軽に話し合える場を設けることでワーク・ライフ・バランスへの理解を図る。	【働くことと育児を考える講座】 ・ 講座回数(企画運営会議含) : 7 回 ・ 参加者数 : 101 人 【はたいくカフェ】 ・ 開催回数 : 244 回 ・ 参加者数 : 368 人	生涯学習課

施策 1-1-2 男性の働き方改革・家庭参画促進【順調】

10 月の「いたばしパパ月間」に向けて「いたばしパパ BOOK」を発行し、男性の家事・育児参画に関する情報や効果について、周知を図った。
引き続き、男性の家事・育児参画の促進に向けた取組を、積極的に展開していく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価 (実績は事業実績報告参照)
事業 No. 4	横断的な連携取組 3 「いたばしパパ月間」実現に向けた調査・調整・実施・拡大	月間中に実施する事業数 20 事業以上	評価評語: 順調 平成 30 年度からの実施に先がけ、男性の家事・育児への参画促進を目的とする「いたばしパパ BOOK」を発行した。また、当該冊子の発行に合わせ、本庁舎にて展示を行うなど、いたばしパパ月間の周知を図ることができた。
	横断的な連携取組 4 男性の意識向上につながる多様な啓発		評価評語: 順調 「いたばしパパ BOOK」の発行及び本庁舎における展示を通じて、男性が育児に参加することのメリット等を発信し、多くの区民や区内事業者に向けて啓発を行った。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
4	横断的な連携取組 3 「いたばしパパ月間」実現に向けた調査・調整・実施・拡大	各所管課が実施している「父子対象事業」を「いたばしパパ月間」に集中させ、一体的に広報していくことで「男の子育て」を啓発し、男性の育児参加を推進する。	平成 30 年度からの実施に先がけ、男性の家事・育児への参画促進を目的とする「いたばしパパ BOOK」を発行した。また、当該冊子の発行に合わせ、本庁舎にて展示を行い、より多くの区民や区内事業者に向けて、いたばしパパ月間の周知を図ることができた。	男女社会参画課 (庁内連携)
5	横断的な連携取組 4 男性の意識向上につながる多様な啓発	区民まつりやマラソン大会等で撮影した「イクメン写真」のコンテスト等、男性が家事・育児等を前向きにとらえ、積極的に参加できるような広報・啓発活動を庁内で連携しながら行う。	本庁舎における展示を通じて、男性が育児に参加することのメリット等を発信し、多くの区民や区内事業者に向けて啓発することができた。また、健康推進課と各健康福祉センターに協力依頼をし、平成 30 年度から「いたばしパパ BOOK」を妊婦面接で配付していくこととなった。	男女社会参画課 (庁内連携)

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
6	男性向け家事・育児・介護スキルアップ講座	男性が子育てや家事に主体的に参画するための知識やスキルを身に付けられる講座を実施する。	参加人数：15 名	男女社会参画課
7	イクメン講座	父親向けに親子のふれあい遊びや、父親同士が交流する機会を作ることにより、育児の楽しさ・大切さや、育児に必要な知識と家庭力アップの方法を学ぶ場を提供する。	参加人数：2,399 人	子ども政策課
8	親の一日保育士体験	保育園での一日保育士を体験することで、育児に対する視野を広げ、子育ての楽しさを再発見してもらう。男性の参加を促進することで、育児参加や仕事と子育ての両立支援につなげる。	参加者数：1,645 人（うち父親参加者数：274 人）	保育サービス課

行動 1-2 女性の継続就労や社会参画が叶う環境の整備【順調】

女性が仕事と子育て、介護等を両立するための環境の整備等は積極的に進められているが、待機児童の解消には至っていない。区内事業者や区民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスに関する意識をさらに高める必要があるため、引き続き積極的に啓発活動を進めていく。

施策 1-2-1 企業等における環境整備とポジティブ・アクションの推進【順調】

区内事業者ワーク・ライフ・バランスを推進するため、産業団体等との連携を強め、啓発・周知を図っている。いたばし good balance 会社賞に応募した企業数は増加したが、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業数がさらに拡大するよう、引き続き P R 活動を展開していく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.10	ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰制度の充実 （いたばし good balance 会社賞）	応募企業数 15 社以上 (5 年間累計)	評価評語：順調
			産業団体等との連携により、例年以上の企業に会社賞の周知を図れたことも影響し、応募企業数が前年度より 3 社増となった。今後も連携体制のもと事業の周知を行い、さらなる応募企業数の増加をめざしていく。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
9	先進企業や関係機関と連携して取り組む区内企業へ向けた啓発普及	ワーク・ライフ・バランス導入による企業の成功事例紹介やノウハウ等、企業トップの理解を促す啓発活動を効果的に実施する。	区内企業団体主催のセミナーに赴き、啓発活動を実施した。事業者が集まる庁内他課の会議でも実施した。	男女社会参画課
10	ワーク・ライフ・バランス推進企業表彰（いたばし good balance 会社賞）	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に向けて積極的に取り組む企業を支援するため表彰制度の充実を進める。	応募企業数 5 社	男女社会参画課

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
11	ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進等に関する企業への情報提供と働きかけ	ワーク・ライフ・バランスや、性別を理由とする差別的取扱いとは何か等、女性の活躍推進に必要な情報提供を行い、男女がともに働きやすい環境整備を推進する。	いたばし good balance 会社賞の表彰式や表彰企業紹介リーフレットの配付によって、取組事例等情報提供を行った。	男女社会参画課
			男女社会参画課の「いたばし good balance 会社賞」の案内パネル・パンフレット等を公社主催事業で展示・配付するなど、企業等に向け情報提供を行った。	産業振興課 (産業振興公社)
12	中小企業の「一般事業主行動計画」策定支援	産業融資利子補給を利用する中小企業者のうち、一般事業主行動計画又はいたばし good balance 会社賞受賞企業に対し、利子補給割合を 1 割優遇加算する。	【優遇加算利用実績】 一般事業主行動計画：1 件 いたばし good balance 会社賞受賞企業：1 件	産業振興課
13	出前経営支援事業	社会保険労務士を派遣し、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する相談、一般事業主行動計画の策定、就業規則改正等の助言・指導、企業内研修等を支援する。	社会保険労務士派遣件数：10 件	産業振興課 (産業振興公社)

施策 1-2-2 子育てに対する支援【順調】

様々な保育ニーズに合わせ、各事業の実績は伸びており順調に推移しているが、保育施設の整備の拡大により保育定員は大幅に増加しているものの、待機児童解消には至っていない。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (30 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.17	延長保育	実施園 109 園	評価評語：順調
			延長保育を行う新規開設園の増加及び実施可能な区立保育園での実施により、平成 30 年 4 月 1 日現在で 108 園で延長保育を実施しており、順調に実施園数が増加している。

※目標値は主たる個別計画等における数値となりますので、設定期間終了時に見直します。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
14	乳児期支援の充実 【①乳児家庭全戸訪問事業、 ②離乳食訪問お助け隊事業】	①保健師、助産師、子育てサポーター（区が養成した子育て支援者）による乳児家庭への訪問により、子育てに関する情報提供や育児相談・助言、産後うつ対応など、養育者の不安を解消するための支援を行う。 ②区が養成した“離乳食訪問お助け隊員（栄養士）”が希望する保育者の自宅に訪問し、離乳食に関する様々な疑問、不安を解消する支援を行う。	【乳児家庭全戸訪問事業】 ・訪問件数：4,347 件 ・スクリーニングによる要支援者延数：641 件 ※平成 30 年度からは、専門職（保健師・助産師）による訪問に一本化される。	健康推進課
			【離乳食訪問お助け隊事業】 ・訪問件数 127 件	

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
15	多様な保育環境の整備 【家庭福祉員、小規模保育施設整備、事業所内保育施設整備、民間保育所整備】	仕事等で保育を必要とする保護者に代わり、家庭内保育や、区や民間の空き施設を利用し民間事業者の活用を進める等、多様な保育環境を整備することで待機児解消をめざす。	【家庭福祉員】 ・人数：57 人 ・利用率：97% ・経験年数：10 年(30.3 月末) 【小規模保育施設整備】 ・小規模保育所整備数：3 か所 ・整備した入所定員数：57 人 ・待機児童数：185 人(30.4.1) 【事業所内保育施設整備】 ・定員変更による定員増：8 人 ・待機児童数：185 人(30.4.1) 【民間保育所整備】 ・民間保育所整備数：6 か所 ・整備した入所定員：566 人(定員増含む) ・待機児童数：185 人(30.4.1)	保育サービス課 子育て支援施設課
16	病児・病後児保育	病気の回復期(病後児)又は回復期でない(病児)児童で、安静を要するため保育園等に通園できないときに、区が委託する医療機関で保育することで仕事を休むことなく子どもを預けられる環境を整備する。	・1 日の受け入れ可能数：21 人 ・施設数：4 か所 ・利用率：55.4%	保育サービス課
17	延長保育	就労等の理由により保育が困難な保護者の就労を支援するため、通常保育時間外の保育を行う。	延長保育実施園数：108 園	保育サービス課
18	預かり保育	区内私立幼稚園において、通常のエデュケーション時間外でも児童を預けられる環境を整備し、共働き家庭でも幼稚園に子どもを預けられる体制を進める。	・預かり保育実施園(11 時間) 33 園中 9 園 ・年間実利用児童数：1,232 人	学務課
19	要支援児保育	区立・私立保育園において、障がいや発達の遅れがある児童を受け入れ、要支援児保育の充実を図ることにより、保護者の経済的自立と育児の両立支援を進める。	・要支援児受入園数：104 園 ・巡回指導回数(心理士及び医師)：951 回 ・保育園入所要支援児数：343 人	保育サービス課
20	子育て相談 【子育て相談、育児相談】	児童館や保育園等において、保護者から子育てに関する悩みや不安を解消・軽減するために相談に応じる。	【子育て相談】 相談件数：25,911 件 【育児相談】相談件数：446 件	子ども政策課 保育サービス課
21	子育て支援事業の充実 【ファミリー・サポート・センター事業、育児支援ヘルパー派遣、ショートステイ、トワイライトステイ、子育て支援員養成】	子育て支援に関わる人材を育成することで、子ども家庭支援センターで実施する事業を充実させるとともに、女性の継続就労や社会参画を進める。	【ファミリー・サポート・センター事業】 ・利用会員数：7,769 人 ・援助会員数：212 人 ・延べ利用件数：13,370 件 【育児支援ヘルパー派遣事業】 ・ヘルパーの派遣時間数：2,115 時間 ・延べ利用回数：1,255 回 ・実利用者数：144 人 【ショートステイ(2 歳未満)】 ・実利用者数：48 人 ・延べ利用日数：300 日 【ショートステイ(2 歳以上)】 ・実利用者数：228 人 ・延べ利用日数：1,205 日 【トワイライトステイ】 ・実利用者数：61 人 ・延べ利用日数：192 日 【子育て支援員養成】 ・講座受講者数：51 人 ・講座修了者数：57 人(28 年度補講者 10 人含む) ・サポートステーション登録者数：57 人	子ども家庭支援センター

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
22	板橋区版放課後対策事業「あいキッズ」	区内区立全小学校において、放課後の子どもの安心・安全な居場所を確保することで、保護者の仕事等と子育ての両立支援を推進する。	・あいキッズ登録数：22,097 人 ・あいキッズ延利用人数(年間)：1,299,169 人 ・あいキッズ利用者満足度調査：85.3% (「満足」「どちらかといえば満足」の合計)	地域教育力推進課

施策 1-2-3 介護等に対する支援【維持】

高齢化の進行に伴い介護需要が高まる一方、在宅での介護を支える基盤の整備やサービスの多様化も進んでいる。協議体の設置が進み、地縁組織やボランティア・NPO、民間事業者等との連携の強化が図れるようになってきている。一方では、介護と子育てに同時に直面する「ダブルケア」も社会問題化しつつある。引き続き、高齢者に係る地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、介護や子育て等の制度や分野を超えて地域ぐるみで丸ごと支える包括的な支援体制の構築をめざしていくことにより、要介護者等を抱える家族の介護や子育て等に係る負担を軽減し、介護離職等につながらないよう着実に取り組んでいく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.24	地域のニーズとサービスをコーディネートする生活支援コーディネーターの配置	第 2 層生活支援コーディネーター※ 18 地域において配置	評価評価：維持
			第 2 層生活支援コーディネーターの配置をする前に、コーディネーターの選出や組織的な補完を担う第 2 層協議体の設置を重点的に実施し、新たに 13 地域で協議体を設置した。 また、平成 29 年度中には全 5 地域計 19 名の第 2 層生活支援コーディネーターの配置となった。

※ 第 2 層生活支援コーディネーター：日常生活圏域等において圏域の生活支援サービス提供団体間の連携協働を促進する役割の生活支援コーディネーター（圏域調整型）

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
23	介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の推進	住民主体の支援サービスを含めた多様な主体による介護予防、生活支援サービスの提供を推進する。	・予防訪問サービス事業 ：延 21,277 人 ・生活援助型訪問サービス事業 ：延 6,245 人 ・予防通所サービス事業 ：延 28,991 人 ・生活援助型通所サービス事業 ：延 1,552 人 ・住民主体型サービス補助事業 ：延 3,228 人 ・生活機能向上支援事業（運動） ：延 1,164 人 ・生活機能向上支援事業（口腔） ：延 232 人 ・生活機能向上支援事業（栄養） ：延 371 人 ・閉じこもり・認知症予防支援事業（閉じこもり）：延 2,561 人 ・閉じこもり・認知症予防支援事業（認知機能低下予防） ：延 592 人 ・会食サロン事業：延 1,912 人 ※総合事業における介護予防・生活支援サービス事業のみ	介護保険課
24	地域のニーズとサービスをコーディネートする生活支援コーディネーターの配置	多様な主体による介護予防・生活支援サービスの提供や連携強化を進める。	第 2 層生活支援コーディネーター：5 地域・計 19 人（第 1 層は 5 人）	おとしより保健福祉センター

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
25	地域包括支援センター（おとしより相談センター）の充実	地域における介護連携を進め、身近な高齢者や介護家族の総合相談窓口として、包括的ケアを推進していく。	志村地区の地域包括支援センターを中山道沿いへ移転した。また、組織改正（高齢者相談係の廃止）に伴い、非常勤職員相当分の人件費を各地域包括支援センター運営委託費として増額し、地域包括ケアの連携拠点となる地域包括支援センターについて、適正配置・適正規模を推進し、安心して相談できる機関としての強化を図ることができた。	おとしより保健福祉センター
26	介護離職防止のための情報提供	家族の介護を抱えている労働者が仕事と介護を両立できるよう介護休業制度の周知等を進める。	平成 29 年 1 月に施行された「改正育児・介護休業法」について、区ホームページに改正点を中心に掲載した。	男女社会参画課
27	認知症高齢者援護事業	認知症サポーターやサポーターを養成する講師（キャラバンメイト）を増やし、認知症高齢者を地域全体で支援する体制づくりを進める。	・認知症サポーター養成数：88 回 2,598 人（うち男性 1,023 人、女性 1,575 人） ・キャラバンメイト養成数：1 回 34 人（男性 9 人、女性 25 人）	おとしより保健福祉センター
28	障がい者自立生活支援介護セミナー	障がい者の介護者、支援者等に対して、支援方法や具体的な介護方法が学べるよう介護セミナーを実施する。	・セミナー件数：4 件 ・利用実績数：45 人	障がい者福祉課

行動 1-3 就労や能力発揮に向けた支援【順調】

結婚・出産等により仕事を辞める女性の割合は以前より減少したが、様々な環境におかれてい
る女性の声を聞き、社会参画及び経済的自立につながる支援を、より積極的に展開する。

施策 1-3-1 女性の就労と能力向上に向けた支援【順調】

女性の経済参画を促進するために女性の再就職は重要なテーマであるが、結婚・出産などを
機に仕事から離れた女性が再就職等に向けて行動するためには、様々な課題がある。セミナー
等の事業を通じて、女性の声を直接聞き、寄り添った事業を構築及び展開をしていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.29	就職支援セミナー	実施回数・参加人数 15 回以上 525 人以上 (5 年間累計)	評価評語：順調
			女性のための再就職セミナーでは子育てと再就 職の両立をテーマとし、保育枠を増やすこと で、参加者を増やすことができた。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
29	就職支援セミナー 【女性のための再就職 支援セミナー、就職支 援セミナー】	働きたい女性のニーズに対応し た再就職・就労・資格取得による 就業率向上をめざす。	【女性のための再就職支援セミナー】 実施回数：1 回（3 日間） 参加人数延べ 63 人 【就職支援セミナー】 実施回数：4 回 参加人数：107 人（うち女性 63 人）	男女社会参画課 産業振興課
			【その他の就職支援セミナー】 参加者数：9 人（1 回合計）	男女社会参画課

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
30	起業家支援 【起業家支援セミナー、起業に向けた支援】	企業活性化センターとの共催による起業家支援セミナー開催やインキュベーション施設の貸出、専門家による支援等を通じて女性の起業を推進する。	【起業家支援セミナー】 参加者数：1 日目 19 人、 2 日目 18 人	男女社会参画課 産業振興課
			【起業に向けた支援】 ・講座参加者数：928 人（うち女性 248 人） ・各種相談者数：1,028 人（うち女性 138 人）	産業振興課
31	ハローワークとの連携による就労支援	ハローワーク池袋等との共催で若者を対象に面接会を実施し、女性の就業率向上を図る。	面接会参加者数：62 人（うち女性 24 人）	産業振興課
32	女性の継続就労へ向けた支援	制度・雇用の情報提供や関係機関（東京しごとセンター、産業経済団体、ハローワーク等）との連携により、女性の就労を支援していく。	・東京しごとセンターとの共催で子育てと再就職の両立に関するセミナーを実施。（参加人数 9 人） ・ハローワーク、産業振興課との共催で、子育て中の女性の再就職に関するセミナーを実施。（参加人数延べ 63 人）	男女社会参画課
33	いたばし I（あい）カレッジ	女性の能力発揮に向けて連続講座を開催し、雇用の場における女性活躍を推進する。	【前期】 ・参加人数 20 人 ・延べ参加人数 79 人 【後期】 ・参加人数 44 人 ・延べ参加人数 228 人	男女社会参画課
34	キャリアカウンセリング	男女各 1 名のキャリアコンサルタントを配置し、個別面談の実施により女性の就業を支援する。	・相談人数：84 人（うち女性 66 人）	産業振興課
35	資格取得支援事業	勤労者福利共済事業において、資格取得講座を実施し、職場内の処遇改善、女性の就職率向上を進める。	・宅建講座参加者数：30 人（うち女性 13 人） ・簿記 3 級講座参加者数：15 人（うち女性 11 人） ・ファイナンシャルプランナー 3 級講座：35 人（うち女性 22 人） ・ビジネス実務法務 3 級講座参加者数：14 人（うち女性 11 人）	産業振興課 (産業振興公社)
36	女性のための働き方サポートとフェミニスト相談	仕事と生活の両立や労働条件、セクハラなど女性が仕事をしていく上での悩みに対応していく。	相談件数：51 件	男女社会参画課

施策 1-3-2 女性の経済的自立と生活安定に向けた支援【順調】

ひとり親になり、多様な支援を必要としている女性に対し、経済的自立と生活安定に向けた、ひとり親家庭自立支援給付金助成事業などの活用を推進し、実績を上げることができた。今後もニーズの把握に努め、各種事業の利用に向けた働きかけを行っていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.40	ひとり親家庭の生活安定に向けた支援	ひとり親家庭自立支援給付金支給者数 33 人	評価評語：順調
			順調に進捗した。今後も、「ひとり親家庭臨時相談窓口」等を通じ、ニーズの把握に努めていく。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
37	女性福祉資金	女性が経済的・社会的に自立するために必要な支援(貸付)を行う。	・貸付実績：8 件 ・貸付額：2,280,000 円	福祉部管理課
38	福祉総合相談	あらゆる福祉相談をひとつの窓口で受け付けることで、内容に応じた的確迅速な支援を行い、問題を解決することにより生活の安定を図る。	相談件数 30,331 件	福祉事務所
39	ひとり親家庭への経済的支援 【母子及び父子福祉資金、児童扶養手当及び児童育成手当の支給】	母子及び父子家庭の方に対し、経済的自立と安定した生活に向け、貸付や各手当を支給することにより、ひとり親家庭等の経済の安定に向けた支援を図る。	【母子及び父子福祉資金】 ・貸付実績：689 件 ・貸付額：406,881,411 円	福祉部管理課
			【児童扶養手当及び児童育成手当の支給】 ・児童扶養手当受給者数：3,649 人 ・児童育成手当受給者数：5,175 人	子ども政策課
40	ひとり親家庭の生活安定に向けた支援 【ひとり親家庭ホームヘルプサービス、ひとり親家庭自立支援給付金助成事業、ひとり親家庭就労支援プログラム策定事業】	ひとり親家庭の父又は母の一時的な疾病等の際に、ホームヘルパー(家事援護者)の派遣を行うとともに、ひとり親家庭の生活の安定に向けた資格取得訓練費の助成や自立支援員とハローワークとの連携による就労支援等を行う。	【ひとり親家庭ホームヘルプサービス】 ・実利用世帯数：16 世帯 ・延べ利用回数：724 回	子ども政策課 福祉事務所
			【ひとり親家庭自立支援給付金助成事業】 ひとり親家庭自立支援給付金支給者数：39 人	福祉事務所
			【ひとり親家庭就労支援プログラム策定事業】 ・就労支援プログラム策定対象者：12 人 ・就職者：6 人	
41	母子生活支援施設	配偶者がいない等の女子及び養育している児童を入所させ、母子生活の安定を図るとともに、就労支援等により退所後の自立促進をめざす。	・延べ入所世帯数：193 世帯 ・延べ入所人員：461 人	子ども政策課 福祉事務所
42	住宅情報ネットワーク	住宅の確保が困難なひとり親世帯等に対し、民間賃貸住宅の情報提供を行う。	・不動産店からのあっせん件数：1,034 件 ・あっせん件数中の契約件数：128 件 ・あっせん後の更新件数：906 件	住宅政策課

● ● めざす姿 2 男女がわかりあえるまち ● ●

～男女平等参画の意義を理解し、共有できる社会～

めざす姿 2 【順調】

審議会委員等の委員の女性比率は後退しているが、男女平等参画に関する意識の啓発に向けたセミナーの実施等により、幅広い世代に対して普及・啓発が図られていることから、「男女がわかりあえるまち」に向けて、順調に進捗している。

今後は、継続した啓発活動に加え、審議会委員等の委員の女性比率の向上をめざし要因の分析を行う等、より積極的かつ具体的な取組を行っていく。

行動 2-1 男女平等参画の意識づくり 【順調】

幅広い世代に向けた男女平等参画の意識啓発を目的とする様々な施策、事業を実施し、参加者数などは順調に推移している。男女平等参画の意識が定着するよう、継続した意識啓発に取り組んでいく。

施策 2-1-1 男性・女性の意識改革推進 【順調】

配布物、ホームページ等で周知を図り、セミナー等は目標値を超える集客に結びつけることができた。男女平等参画基本条例の内容について各種事業で説明し、男女共同参画に関する理解促進を図るなど、引き続き意識啓発に注力していく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.43	様々な機会を活用した 男女平等参画基本条例 理念の定着	男女平等参画セミナーの 実施回数と参加人数 10 回以上 300 人以上 (5 年間累計)	評価評語：順調
			5 年間累計目標値に向けて順調に参加人数を増やしている。今後も条例理念の普及・啓発活動に向けて、セミナー内容や周知方法を検討していく。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
43	様々な機会を活用した 男女平等参画基本条例 理念の定着 【参画セミナー、区民 まつり、成人式、イベ ントスペース】	区民まつりや成人式等、多くの区 民が集まる場において、板橋区男 女平等参画基本条例のパンフレ ット等を使用し、条例理念の普 及・啓発活動を行う。	【男女平等参画セミナー】 全 2 回（22 人） 6 月の男女共同参画週間及び 11 月の女性に対する暴力をなくす 運動期間において、本庁舎で展示 等の啓発活動を実施。その他、成 人の日のつどいや大学祭におい て、パープルリボンの配布や展示 等を行った。	男女社会参画課
44	多様な広報媒体を活用 した啓発・普及 【センターだより、ホ ームページ、ツイッ ター】	情報誌、チラシ、パンフレットと いった紙媒体やホームページだ けでなく、SNS、企業との連携等、 新しいネットワークを有効活用 するとともに、シティプロモーシ ョンの視点も踏まえ、男女平等推 進センターからの情報発信を行 っていく。	シティプロモーション世代の利用 が著しく伸びている SNS「イン スタグラム」において、男女社会 参画課の公式アカウントを作成 した。今後、講座等の案内に限ら ず、視覚的に男女共同参画に関 する情報を発信していく。	男女社会参画課
45	区民との協働で進める 男女平等参画意識づく り 【参画週間行事、区民 協働企画講座、I（あい） サロン】	男女平等を推進する区民との協 働により、効果的に啓発活動を進 める。	【参画週間行事】 150 名（9 回合計） 【区民協働企画講座】 194 名（3 回合計） 【I（あい）サロン】 203 名（9 回合計）	男女社会参画課

施策 2-1-2 生涯キャリア形成に向けた意識づくり【順調】

子どもに起業やものづくりについて学ぶ機会を提供する「子ども起業塾」は例年好評で、その影響が地域に及ぶほどであった。子ども世代がキャリア形成を意識することは、誰もが活躍できる社会の形成に必要な不可欠であり、今後も子どもへのキャリア教育、意識啓発を行っていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.47	次世代の産業人材の育成	子ども起業塾参加者数 125人	評価評語：順調
			定員16名のところすぐに定員に達し、24名に増員したが、70名以上の申し込みがあった。その後のキャンセル待ちも50名近くとなる盛況ぶりであったため、夏休みに続き冬休みも子ども起業塾を開催した。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成29年度実績	担当課
46	キャリア教育の充実 【幼小中一環進路学習、職場見学・職場体験の充実】	小・中学校の一貫性を踏まえたキャリアガイダンス資料の活用や職場見学・職場体験の活動を通じて勤労観や職業観等を育み、社会的・職業的自立に向けた能力・態度を育てていく。	職場見学・職場体験、企業経営者等の話を聞く活動を全小中学校で実施した。キャリア教育推進委員会を4回開催し、アントレプレナーシップの視点を取り入れた副読本の見直しを図り、全小中学校が、平成29年度キャリア教育の全体計画に、アントレプレナーシップ教育を位置づけた。	指導室
47	次世代の産業人材の育成 【子ども起業塾】	将来の産業人材の育成を目的に、小学生を中心に起業体験やものづくり体験講座を実施することで、生涯キャリア形成に向けた意識を形成する。	子ども起業塾の参加者数：48人 (夏休み子ども起業塾：24人・冬休み子ども起業塾：24人)	産業振興課 指導室
48	若者支援	若者による社会的課題の学習及び若者の就労、社会参加につなげる学習機会を提供する。	参加者数2,304人（大原生涯学習センター934人、成増生涯学習センター1,370人）	生涯学習課
49	女性の様々な分野へのチャレンジ支援 【理工チャレンジ（リコチャレ）、スポーツ分野】	女性が少ない理工系やスポーツ分野に、積極的にチャレンジしようとする女性が増えるように啓発活動を行う。	【理工チャレンジ（リコチャレ）】 参画セミナー「娘の未来を考える～理工系女子の進む道～」において、将来理工系分野の職業を目指している女子生徒の保護者に対し、理工系分野で活躍している女性たちの紹介などの事例を交えた講義を実施した。	男女社会参画課

施策 2-1-3 幼少期、学校期など若年世代における男女平等参画意識の推進【順調】

乳幼児親子のふれあい事業は参加校数が目標に達し、幼少期、学校期から男女平等参画の視点を持ち、行動できるよう意識の醸成を図ることができた。引き続き、学校・園における人権教育などを通じ、男女平等参画意識の向上に努めていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.50	中学生と乳幼児親子のふれあい体験事業	「中学生と乳幼児のふれあい体験事業」参加校数 23校	評価評語：達成
			当事業の参加校数について、平成28年度は21校であったが、平成29年度は目標値である全23校に達したため、「達成」とする。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
50	中学生と乳幼児親子のふれあい体験事業	乳幼児親子とのふれあい体験により、中学生が命の大切さを感じ他者への感謝の心を育むとともに男女が共同して子育てすることの大切さを学ぶ。	中学生と乳幼児のふれあい体験事業参加校数：23 校	子ども政策課
51	教職員等への研修の充実	保育士研修や東京都教育委員会主催の人権教育研究協議会への参加促進等により、教職員等の意識啓発を進め、男女平等参画に対する知識を身につけることで、児童一人ひとりを尊重した保育・教育を推進する。	【保育士への研修】 ・研修回数：1 回 ・研修参加者数：159 人	保育サービス課
			【教職員への研修】 ・人権教育にかかわる研修：4 回 ・東京都実施の人権教育研究協議会の板橋区立学校園の参加率：100%	教育支援センター 指導室
52	保育園・幼稚園・小学校・中学校での意識啓発	学校・園の人権教育の改善と充実を推進し、園児・幼児・児童・生徒の男女平等参画意識の向上を図る。	【保育園での意識啓発】 研修において啓発を行っている。	保育サービス課
			【幼稚園・小学校・中学校での意識啓発】 ・板橋区人権教育推進委員会：9 回 ・小中学校での授業研究：3 回 ・人権教育全体計画及び年間指導計画における男女平等教育の視点での取組の位置づけ：100%	指導室
53	「小学校入学前に身につけたい 10 の生活習慣」シートの活用	小学校入学前の 1 年間を通して、望ましい生活習慣を親子で考え、楽しみながら身につけることをめざす。	活用率：80.9%	地域教育力推進課

行動 2-2 あらゆる分野へのさらなる男女平等参画促進【維持】

区付属機関、審議会及び協議会等の委員における女性委員の比率が後退したため、女性委員の比率に関する調査を行い、比率向上のための取組を行っていく。また、地域活動における女性リーダーの活躍が進むよう、今まで以上に働きかけていく。

施策 2-2-1 区の政策・方針決定過程等への女性の参画拡大【停滞】

審議会委員等委員への女性の参画を働きかけたが、比率が下がる結果となった。要因を細かく分析するなど、女性比率向上に向け、より一層、取組を強化していく。また、町会・自治会における女性の参画についても、引き続き、女性の活躍促進及び男女平等参画の推進に向けた PR に努めていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.54	審議会委員等委員の男女 バランスへの配慮	付属機関等における女性委員 比率 40.0%	評価評語：停滞
			平成 28 年 4 月 1 日現在 31.6%⇒平成 29 年 4 月 1 日現在 29.9%と比率が後退している。今後は「女性委員ゼロ」の機関への働きかけを検討していく。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
54	横断的な連携取組 5 審議会委員等委員の男女バランスへの配慮	女性が、区政の意思決定過程に参画できるよう、積極的に取組を実行していく。(女性登用ガイドライン作成、女性バンクなど)	付属機関等における女性委員比率 29.9%	男女社会参画課 (庁内連携)
55	いたばし・タウンモニター制度の活用 【いたばし・タウンモニター、いたばし・eモニター】	区政に関する意見の聴取や区政への住民参画の機会において、男女比に配慮した構成により、女性の視点からの意見を区政に反映していく。	【いたばし・タウンモニター】 22 人/43 人 (女性の数/全体数) 【いたばし・eモニター】 65 人/121 人 (女性の数/全体数)	広聴広報課
56	町会・自治会、産業経済団体等様々な地域リーダーへの女性参画の推進 【女性リーダーの育成・活用及び地域活動参加促進、商店街連合会・産業連合会における女性参画の推進】	庁内関係課と連携し、地域の様々な場に女性がリーダーとして参画が進むよう啓発活動を行う。	【女性リーダーの育成・活用地域活動参加促進】 区付属機関、審議会及び協議会等の委員選定にあたっては、女性委員を積極的に登用するよう働きかけた。 ・町会連合会役員数 2 人/36 人 (女性の数/全体数) ・町会、自治会長数 20 人/213 人 (女性の数/全体数) 【商店街連合会】 ・女性の役員数：2 人/12 人 ・主催事業への女性の参加者数：2 割程度 【産業連合会】 ・女性の役員数：2 人/34 人 ・主催事業への女性の参加者数：2 割程度	男女社会参画課 地域振興課 産業振興課

施策 2-2-2 地域活動における男女平等参画推進【維持】

町会・自治会等の加入が促進される中で、男女平等参画が進み、地域のつながりがより強くなることは、活気あふれる魅力的なまちになるために重要である。女性部の活動支援などを通じて、女性リーダーの育成と活用について引き続き啓発を行っていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名	目標値 (32 年度末)	一次評価 (実績は事業実績報告参照)
事業 No.57	連携で進める町会・自治会等の地域団体への意識啓発 地区ごとの意見交換会 18 地区で実施	評価評語：維持 2 つの町会・自治会で協力をいただき、役員会で意見交換を実施。共に男性・女性が協力して活動をしているという意見が多かった。今後は防災への取組・課題などテーマを決めて話し合っていく。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
57	連携で進める町会・自治会等の地域団体への意識啓発	地域団体を所管する担当課と庁内各課と連携し、町会・自治会等の地域団体へ意識啓発活動を行う。	実施町会・自治会：2 団体	男女社会参画課

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
58	地域活動への参加促進	女性リーダーの育成と活用のために町会連合会女性部の活動支援を行うとともに、男女双方の地域活動参加を促進するため町会・自治会加入促進事業に対し支援を行う。	・町連女性部会開催数：1 回 ・町連女性部研修開催数：1 回	地域振興課

施策 2-2-3 男女平等参画の視点を踏まえた防災対策【順調】

防災対策について、区民の関心は高く、防災リーダー養成講習の女性受講者が増えている。女性の視点による避難所運営の推進を通じ、「男女がともに地域活動に参画する」基盤づくりに向け、次年度も取組を推進していく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.59	男女平等参画の視点を踏まえた防災対策の推進	防災リーダー養成講習女性受講者数 2,008 人	評価評語：順調
			防災リーダー養成講習への女性の参加者が順調に増えていることから、「男女がともに地域活動に参画する」という基盤づくりは順調に進んでいる。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
59	男女平等参画の視点を踏まえた防災対策の推進	住民防災組織などを対象とした防災リーダー養成講習に女性の参画を推進するなど、男女双方の視点に配慮した防災対策を進める。	防災リーダー養成講習女性受講者数：1,887 人	地域防災支援課
60	男女平等参画の視点を踏まえた避難所運営等の推進	女性に配慮した避難所運営に必要なチェックシートの作成や、備蓄品目の検討などを進める。	女性の視点を踏まえた防災に関する講座等において、「女性のための防災対策ハンドブック」を配付した。町会等から追加部数の依頼がある等、配付後の反響もあった。	男女社会参画課
			女性の視点を踏まえた避難所運営 避難所隊講習会の実施：(6/28, 29) 学校防災連絡会の実施：73 回	防災危機管理課

● ● めざす姿 3 安心で安全に暮らせるまち ● ●

～性差を理解し思いやりをもって暮らせる社会～

めざす姿 3 【順調】

展示やリーフレットを通じて、性的マイノリティに対する理解を着実に進めることができた。若年層に対する性的な暴力の被害防止や根絶については、新たな課題と捉え、早急かつ具体的な取組を推進していく。女性や若年層に対する心とからだの健康支援についても、関係課と連携しながら、積極的に取り組んでいく。

行動 3-1 心とからだの健康支援 【順調】

「女性のための相談窓口」では、女性の健康、こころ、生き方に関わる寄り添った対応を多くの女性に対して行っている。多くの相談から女性が抱える課題を捉え、連携を強化し、課題解決に向けた支援を検討し取り組んでいく。

施策 3-1-1 性差に配慮した健康づくり支援 【維持】

女性の活躍推進に対する期待が高まるに伴って、女性を取り巻く環境は大きく変化し、健康への配慮はより重要なものとなっている。実施した健康相談や講座においては、就労している女性の参加者が増えており、引き続き、ニーズを捉えた事業の実施に取り組んでいく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.62	女性の健康づくり支援	女性健康支援センター事業総利用者数 4,500人	評価評語：維持
			「専門相談」件数は減少傾向にあるが、保健師による「女性健康なんでも相談」の相談件数が増えている。また、若い世代へのサービスの拡大を目的とした夜間セミナー等は、就労している女性の参加者が増えているため、健康づくりについての普及啓発は、効果的に実施できた。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
61	女性のための相談窓口の充実	女性の心や身体の相談について、女性健康支援センターと連携して、「女性のための相談窓口」を実施する。	女性健康支援センターと共同で作成したリーフレットを大学祭で配付するなど周知拡大を図った。男女平等推進センター総合相談・DV相談の中で健康上の相談があった時など女性健康支援センターを案内した。	男女社会参画課
62	女性の健康づくり支援	女性を対象に女性特有の疾患や健康づくりに関して、健康講座、グループ支援などを行うことで、女性の健康づくりの啓発・支援を行う。	女性健康支援センター事業総利用者数：2,678人	健康推進課
63	女性健康支援センター相談事業	女性を対象に健康相談等を行う。	・なんでも相談：820件 ・専門相談：54件	健康推進課
64	スポーツへの参加機会充実	男女を問わず、全ての区民がスポーツに親しむことができるよう機会の充実を図る。	体育施設の管理運営により参加機会の充実を図った。	スポーツ振興課

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
65	女性のライフデザインの視点に立った啓発・普及	女性が、自らのライフデザインを描き、それを実現するための健康面での啓発を行う。	平成 27 年度から開始した若い世代へのサービスの拡大を目的とした事業として夜間婦人科相談・夜間セミナーを平成 29 年度も実施した。また、「20 才からのライフデザインハンドブック」を作成し、区内在住の該当年齢の女性に郵送及び区内の大学の学園祭などで配布し、普及啓発を行った。	健康推進課

施策 3-1-2 からだと性に関する正確な情報の提供【順調】

性的マイノリティをはじめ、多様な性に関する理解の促進に向け、勉強会の企画実施、啓発パネルの展示、リーフレットの発行などの取組を行った。都や他区の動向を注視し、人権教育の視点からも機会を捉えた啓発活動を推進していく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.68	性差に配慮した啓発活動の推進	リーフレット作成数 10,000 部以上 (5 年間累計)	評価評語：順調
			LGBT 啓発リーフレットを 4,000 部作成した。 平成 28 年度に作成した「あいしてい」の 2,000 部と合わせて、計 6,000 部作成となった。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
66	HIV・エイズ等性感染症の予防と啓発	HIV 等の性感染症の検査・相談を行う。また、高校や大学などで、病気の正しい知識や予防法についての啓発を行う。	・ HIV 抗体等検査件数 284 件 ・ HIV 相談件数 990 件 ・ 予防知識普及の実施回数講演会 10 回（そのうち大学祭参加 5 校）	予防対策課
67	健康に関する正しい知識を身につけるための教育	体育・保健体育での指導計画に基づき、心とからだの健康教育を行う。	体育・保健体育の年間指導計画における性教育の位置づけ：100%	指導室
68	性差に配慮した啓発活動の推進	リプロダクティブ・ヘルス／ライツや性的マイノリティ等、個人としての自己の意思と責任により選択した多様な生き方が尊重されるよう啓発活動を推進する。	・ LGBT 啓発パネルの展示 ・ 都、市区町村職員向け勉強会の企画実施 ・ 性的マイノリティ (LGBT) の啓発リーフレット 4,000 部作成 ・ 啓発グッズの作成と配付	男女社会参画課

行動 3-2 ハラスメント等の根絶【順調】

ハラスメントに関する啓発活動として、講座の実施や若年層にリボンやチラシを配付するなど、小中学校においても指導を行い予防に努めた。性的マイノリティを含めた、あらゆるハラスメントを防止するために、引き続き機会を捉えた啓発を行っていく。

施策 3-2-1 様々な暴力・ハラスメントの防止【順調】

青少年健全育成地区委員会や教育委員会と連携を図り、リボンの配付や展示による意識啓発を次年度も継続して行っていく。また、新たな課題として若年層に対する性的な暴力の被害があげられ、その防止及び根絶に向けた取組を推進していく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.69	若年層に向けた予防啓発 【大学祭、成人式等】	現状値に加えて、青少年健全育成地区委員会等との連携事業を創出	評価評語：順調
			大学祭や成人の日のつどいにおいてパープルリボンや啓発物品の配付、展示等を行い、DV防止及び男女社会参画について啓発活動を進めている。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
69	若年層に向けた予防啓発 【大学祭、成人式等】	様々な暴力・ハラスメントの防止に向けて、若年層を対象に予防啓発を行う。	・大学祭 5 校 ・成人の日のつどい 18 地区	男女社会参画課
70	学校等と進める予防教育 【情報モラル教育等】	区立小中学校における人権教育の充実で予防教育を進める。	東京弁護士会の講師を招きデート DV 出前講座を実施した。希望する中学校（1 校）の 3 年生 128 人に対し、デート DV のほか、LGBT に対する知識についても講義した。	男女社会参画課
			警察等の関係機関の方を講師として招いたセーフティ教室を開催するなど、全小中学校でインターネットや携帯電話を使用したトラブル等の未然防止を図った。	指導室
71	メディアリテラシー普及のための啓発	情報を読み理解し発信する力の向上のため、講座開催や情報提供を行う。	区民協働企画講座において、区民団体の企画・運営でメディアリテラシーに関する講座を実施した。	男女社会参画課
72	性別等に基づくあらゆる人権侵害・暴力を予防し根絶するための意識啓発（ストーカー、性暴力等）※相談体制の構築検討を含む	人権侵害・暴力に関する啓発用パンフレットやリーフレットを作成・配布し、未然防止のために情報提供を行う。	区内大学祭や成人の日のつどいで、若年層を中心に暴力の未然防止の啓発を実施し、相談窓口のカード等を配布した。また、女性に対する暴力や人権侵害防止に関する展示を行い、幅広い年齢層へ啓発を実施した。	男女社会参画課
73	性的マイノリティなどの多様性を尊重する意識の啓発	性的マイノリティといわれる人々への理解を深め、多様性を尊重する啓発を進める。	都、市区町村職員向けの LGBT 勉強会を開催した。また、総合窓口運営連絡会にて簡易な研修を実施した。11 月にアウェアネスリボンキャンペーンを開催し啓発パネルを展示した。性的マイノリティなど、多様な人々を理解し認め合い活かすこと（ダイバーシティ&インクルージョン）と、ワーク・ライフ・バランスを併せて推進していくことを「いたばしグッドバランス」と名付け、啓発することとした。	男女社会参画課

※施策 3-2-2 配偶者からの暴力の防止と被害者支援は、「板橋区配偶者暴力防止基本計画」として 32 頁以降に記載

●● めざす姿4 実現のために ●●

～推進を加速する基盤整備の充実～

めざす姿4【順調】

定期的に発行する情報誌等により、区職員における男女平等参画の意識は、概ね醸成されている。今後も、行動計画の着実な推進に向け、区職員の男女平等参画に対する理解促進や基盤整備の充実を図るため、関係各課と連携して取り組んでいく。

行動 4-1 区職員の男女平等参画推進【順調】

いたばしグッドバランス推進会議を立ち上げ、特定事業主行動計画の推進に努めた。また、職員がワーク・ライフ・バランスに取り組むきっかけのひとつとして「ゆう活」を実施した。女性管理監督職との懇親会は、女性管理職について情報を得る数少ない機会であるため、引き続き開催していく。

施策 4-1-1 男女平等参画に関する職員の理解促進【順調】

男女平等参画の意識を点検するために行われた配慮度点検結果では、各職場において男女平等参画の理解が進んでいるという結果を得た。情報誌の発行以外にもメールによる発信やセミナーを開催し、引き続き男女平等参画の理解促進に向け積極的な取組を行っていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.75	意識の定着に向けた普及・啓発	情報紙発行数 年6回	評価評語：順調
			推進ニュース（職員向け）を年2回、あいしてい（区民向け）を年3回に発行したことで、男女平等参画推進に関する情報を幅広く発信できた。 男女社会参画課が実施する事業について情報提供を行った結果、区職員が事業に参加した実績があった。 ダイバーシティ・セミナーでは、女性活躍における問題や活躍によるメリットについて周知できた。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成29年度実績	担当課
74	定期的な男女平等参画意識の点検 【配慮度点検】	男女平等参画に関する職員の意識を把握するため、定期的に点検・調査を行う。	「職場環境への配慮」と「事業の実施に際しての配慮」について点検・調査を行った。	男女社会参画課
75	意識の定着に向けた普及・啓発 【推進ニュース、あいしてい】	職員向けの情報誌を定期的に発行し、効果的な啓発活動を行う。	・推進ニュース 年2回発行 ・あいしてい 年3回発行 ・各事業の情報提供 ・オフサイトゼミナール「ダイバーシティ・セミナー」の実施と報告	男女社会参画課

施策 4-1-2 男女がともに働きやすい職場環境の整備【維持】

男性の家事、育児参加を推進する事業を複数実施し、制度の周知や職場風土づくりに努めたが目標値には達していない。ワーク・ライフ・バランスに取り組む必要性について周知を図り、男性の家事、育児への参加を促し、特定事業主行動計画で設定した目標達成に向けた啓発を行っている。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.76	育児休業等の取得率の増	3 歳に満たない子を養育している男性職員について、育児休業の取得率 13%以上	評価評語：維持
			取得率は減少傾向にあるものの、男性職員に対し、制度や体験談等の情報提供を充実させることで、育児休業の取得促進を図っていく。

事業実績報告

No.	事業	内 容	平成 29 年度実績	担当課
76	育児休業等の取得率の増	女性職員と比較し、男性職員の取得率が低いため、制度周知や取得しやすい職場風土づくりを進める。	3 歳に満たない子を養育している男性職員について、育児休業の取得率：7.74%	人事課
77	超過勤務の上限目安時間（360 時間）を超える職員数の減	事務改善や業務の簡素化、合理化を継続して進めるとともに、「定時に帰るための意識改革」や「勤務時間の適正管理」について、職員への周知徹底に努める。	超過勤務の上限目安時間（360 時間）を超える職員数：73 人	人事課
78	年次有給休暇の取得率及び週休日の振替率の増	子育てに係る休暇取得への配慮や休暇を取得しやすい職場風土の醸成に努める。	・年次有給休暇の取得率：71.21% ・週休日の振替率：96.3%	人事課
79	「いたばし No.1 実現プラン 2018 『人材育成・活用計画』編（次代を担う“ひと創り”編）」と連動して進める意識啓発	「いたばし No.1 実現プラン 2018 『人材育成・活用計画』編（次代を担う“ひと創り”編）」と連動して進める意識啓発	月 1 回の「ノー残業ウィーク」の実施や、年 1 回以上、週休日等を含めた 5 日以上の連続休暇取得の促進を行ったほか、新たに「ゆう活」を試行的に実施するなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めた。	人事課
			・重点施策「管理職によるマネジメント強化」の一環として行っている管理監督者対象の「オフサイトゼミナール」で、ダイバーシティ・セミナー「多様な職員活躍のためのマネジメント講座」を人事課と連携し実施した。 ・係長職、係長職昇任予定者に対し、特定事業主行動計画の周知も含めたワーク・ライフ・バランス及び女性活躍推進を内容とする講座を実施した。	男女社会参画課

施策 4-1-3 女性職員が活躍できる環境の整備【維持】

現職の女性管理監督者との懇談会等を実施し、女性職員の意識啓発に努めている。女性管理職割合が増加するまでには長期間を要すると思われるが、設定した目標の達成をめざし、定期的な意識啓発等を行っていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.81	「いたばしNo.1 実現プラン 2018 『人材育成・活用計画』編（次代を担う“ひと創り”編）」と連動して進める女性活躍の推進	女性管理職割合 25.0%以上	評価評語：維持
			平成 29 年度は前年度を下回った。引き続き女性活躍推進に関する講演会や研修を実施する等、女性職員が活躍できる土壌づくりに取り組む。

事業実績報告

No.	事業	内 容	平成 29 年度実績	担当課
80	特定事業主行動計画（女性活躍推進法）の推進	特定事業主として、板橋区に勤務する女性職員の活躍推進について方策をまとめ、これを計画的かつ着実に推進する。	主任主事昇任及び係長職に昇任した女性職員と女性管理監督職との懇談会の実施や、産休・育休復帰予定職員と先輩ママ職員との懇談会を実施し、女性活躍に対する意識を高めるよう努めた。	人事課
81	「いたばしNo.1 実現プラン 2018 『人材育成・活用計画』編（次代を担う“ひと創り”編）」と連動して進める女性活躍の推進	「いたばしNo.1 実現プラン 2018 『人材育成・活用計画』編（次代を担う“ひと創り”編）」と連動して、「女性活躍の推進」に関する職員の理解促進を進める。	・女性管理職割合：18.10% ・オフサイトゼミナール「ダイバーシティ・セミナー」を実施	人事課 男女社会参画課

行動 4-2 行動計画実現に向けた進捗管理【順調】

関係各課の理解及び協力が得られた結果、取組状況等の把握が円滑に進み、順調に進捗している。関係各課と連携、協力体制を密にして、着実に行動計画の実現に向け取り組んでいく。

施策 4-2-1 連携による推進体制の充実【維持】

ワーク・ライフ・バランス推進のための全庁的な体制として「いたばしグッドバランス推進会議」を人事課と連携し設置した。女性活躍推進法に基づく協議会の設置については、次期計画の策定と合わせ、他区の状況を見ながら検討を行っていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.83	女性活躍推進法に基づく協議会設置検討	協議会設置	評価評語：維持
			平成 31 年度の設置に向け、板橋区にとってどのような会議体・構成員が適切かを探るにあたり、他自治体の設置状況など情報の収集に努めた。

事業実績報告

No.	事業	内 容	平成 29 年度実績	担当課
82	横断的な連携取組 2 ワーク・ライフ・バランス推進のための全庁的な体制の構築《再掲》	関係所管課担当者を構成員とする、ワーク・ライフ・バランス推進会議を設置する。	いたばしグッドバランス推進会議を立ち上げ、幹事会を 3 回、実務担当者会を 3 回開催した。会議内において、平成 30 年度の具体策として、推進に向けたリーフレットを作成した。 《再掲》	男女社会参画課 (庁内連携)

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
83	女性活躍推進法に基づく協議会設置検討	女性活躍推進法に規定されている協議会設置の検討を進める。	平成 31 年度の設置に向け、会議体・構成員、また会議内容等について検討している。	男女社会参画課

施策 4-2-2 点検評価・成果測定の実施と改善【順調】

本行動計画『いたばしアクティブプラン 2020』の計画達成に向け、進捗状況を適正に管理し、毎年度、実施状況報告を行っている。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.85	着実な計画達成に向けた進捗管理（成果指標・活動指標の監視）	すべての指標の目標値を達成	評価評語：順調
			一次評価について、28 事業の活動指標のうち 24 事業が「順調」「維持」、1 事業が「達成」となっており、目標値に向けて順調に進捗している。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
84	基幹計画・個別計画とともに進める管理体制	行政評価と連動し、効率よく各所管課の実績把握を行い、計画の進捗管理を行う。	平成 29 年度行政評価の対象事務事業のうち、当計画と関連するもので、「改善」と評価されたものについて、当報告書の実績によりどのように進捗したか（改善されたか）の把握に努めた。	男女社会参画課
85	着実な計画達成に向けた進捗管理（成果指標・活動指標の監視）	男女平等参画推進本部による年次評価と男女平等参画審議会による総括評価（5 年分）により、点検・評価を実施する。	活動指標については、毎年度の進捗管理を点検し、実施状況報告書によって報告した。 成果指標については、平成 31 年度の意識・実態調査の結果を踏まえ男女平等参画審議会による総括評価（5 年分）にて評価する。	男女社会参画課
86	区民ニーズの把握	事業アンケートや団体アンケートを踏まえ新たな事業展開につなげる。	事業ごとにアンケートを実施し参加者の満足度や意見を集約し、翌年度の事業につなげたり新事業を実施する参考とした。	男女社会参画課

行動 4-3 男女平等を進めるためのしくみと男女平等推進センター機能の充実【順調】

男女平等参画を着実に進めていくためには、幅広い世代の意識に応じた取組が効果的である。区民ニーズに対応した相談が受けられる体制を整え、課題を把握し、積極的な事業展開につながるよう、男女平等推進センターの機能の充実に努めていく。

施策 4-3-1 相談体制の充実【順調】

女性はもちろん、性的マイノリティなどの相談に対応できるよう、リーフレットやホームページで周知を図った。相談者の気持ちに沿った支援を行うとともに、相談内容から多くの女性が抱える課題を捉え、それを活かした施策の展開に努めていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.88	相談事業の充実	総合相談件数 1,500 件	評価評語：順調
			相談件数は昨年度よりやや減少しているが、来年度に向けて性的マイノリティ（LGBT）の性に起因する悩み、新たな社会問題に起因する悩み等の相談を積極的に受け付けるよう進めている。

事業実績報告

No.	事業	内 容	平成 29 年度実績	担当課
87	相談を必要とする人に情報が届くしくみづくり	広報紙やリーフレットの紙媒体、ホームページだけでなく、相談を必要とする人に情報が届くしくみづくりを進める。	相談窓口が保健所の 5 階にあることを活かし、女性健康支援センターや健康福祉センターとの連絡を密にし、それらの窓口を通して、当相談窓口を案内することができた。また、区役所の関連各課とも連携を取り、相談につなげることができた。相談することによる効果を伝え、相談事業について周知を図った。	男女社会参画課
88	相談事業の充実	区民ニーズに対応した相談内容で、相談を必要とする人が相談しやすい時間・場所の検討も行うなど、充実した体制づくりを進める。	総合相談件数：1,232 件	男女社会参画課

施策 4-3-2 広がりを持った広報・啓発【順調】

意識啓発を広く進めるために、1,000 個以上のカラーリボンを配布するなど、機会を捉え幅広い世代に多様な周知策を行った。広報及び啓発活動に積極的に取り組み、誰もが活躍できる社会の実現を目指していく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.92	カラーリボンを活用した横断的な啓発活動	・リボン配布数 年 1,000 個以上 ・リボンフェスタ開催	評価評語：順調
			・大学祭や男女社会参画課の啓発展示、男女平等推進センター等においてカラーリボンを配布した。また、11 月にリボンフェスタを関係各所と連携して実施した。 ・LGBT アライを示すレインボーリボンによるストラップを作成し、パープルリボンと同様に区民に向けて配布を行った。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
89	広報媒体の充実と有効活用	「お父さんと子ども向けイベント情報」や「働きたい女性のためのお役立ち情報」等各課で実施している事業を横断的にターゲットごとにまとめて発信するなどシティブロモーション的な発想も踏まえ、新たな情報発信方法に向けて検討していく。	男女平等参画情報誌「スクエアー・I（あい）」や「あいしてい」の活用に加え、男女社会参画課の公式インスタグラムを立ち上げる等、様々な媒体を介した情報発信を行った。区職員への発信も積極的に行った。	男女社会参画課
90	「男女共同参画週間」「女性に対する暴力をなくす運動」期間中の啓発活動強化	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動の期間等の機を捉え、催し物や展示、セミナー等を開催するなど、区民への啓発活動を強化する。	男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動期間において本庁舎イベントスペースにて啓発展示を行ったほか、広報いたばしにて啓発に関する広報を行った。	男女社会参画課
91	男女平等参画の視点を考慮した情報発信	担当業務についてイラストを用いて分かり易くPRする際、性別によりイメージを固定化しないなど「プラス男女平等参画の視点」による広報を推進する。	男女平等参画の視点を考慮したイラストの選定や文章表現を意識して情報紙やチラシ・ポスターを作成した。情報誌「あいしてい」第 14 号では、男女平等参画の視点に配慮した業務配置や配分を呼びかけた。	男女社会参画課
92	カラーリボンを活用した横断的な啓発活動	人権尊重の視点に立ち、カラーリボンを活用した横断的な啓発活動を関係各課と連携しながら進める。	・リボン配布数：1,000 個以上 ・11 月の女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、本庁舎イベントスペースにてリボンフェスタを実施。	男女社会参画課

施策 4-3-3 誰もが参加しやすいしくみづくり【維持】

保育室付き会議室の利用数が伸びない一方で託児付きの講座などは託児定員が満員となり、参加を希望する育児中の女性が講座に参加しづらい状況が見受けられる。ニーズをとらえ、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を行っていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.94	保育室付き会議室の利用促進	「保育室」を目的とした利用件数 年 50 件	評価評語：停滞
			平成 29 年度の利用件数は 23 件であり、他の広い会議室を保育室に転用することもあったことから、利用件数が伸び悩んだ。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
93	一時保育集中管理事業	乳幼児を育てている区民が、区が実施する講座等の学習機会に安心して参加できるよう、各課（所）が保育付事業を行う際に、登録している一時保育者を派遣する。保育付事業の拡大・拡充及び事務の効率化を図ると共に、育児中の区民への学習機会の場を提供する。	・保育者延べ派遣回数：235 回 ・保育者延べ派遣人数：1,165 人	生涯学習課

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
94	保育室付き会議室の利用促進	育児中の女性が社会参加しやすい環境を整えるため、グリーンホールに新たに「保育室」として利用できる会議室を設置し、保育室としての利用を促進する。	「保育室」を目的とした利用件数：23 件	男女社会参画課
95	誰もが参加しやすい環境づくり	子育て中の親など誰もが社会参加しやすくなるように、「赤ちゃんの駅」の設置や「キッズスペース」、「ベビーチェア付きトイレ」の区施設への設置等、ユニバーサルデザインに配慮した取組を進めていく。	ユニバーサルデザインに関する考え方を、施設整備の企画・設計・工事段階ごとに確認することで、誰もが参加しやすい環境づくりを推進した。	政策企画課
			南館 1・2 階だれでもトイレ及び 3 階女子トイレのフィッティングボードに幼児用手すりを追加設置した。また、北館 10 階だれでもトイレ内にオストメイト対応トイレバックを設置した。一部だれでもトイレ内に設置済みの補助便座や、赤ちゃんの駅、キッズスペースについて、点検等維持管理に努めた	庁舎管理・契約課
			いたばしどこでも誰でもおでかけマップの管理運営を行った。	障がい者福祉課
			これまでベビーキープを設置していなかった 7 階に新設する等、環境づくりに配慮した。	子ども政策課
			下赤塚ベビールームは、ユニバーサルデザインに配慮し、移転に伴い室内の段差が全なくなるよう改修工事を行った。氷川児童館においても、他の部屋より床の低かった手洗室の段差を解消した。	子育て支援施設課
			赤ちゃんの駅を 2 施設指定することで、乳幼児を連れた保護者が、おむつ替えや授乳のために気軽に立ち寄れるよう子育てしやすい環境づくりを進めた。	子ども家庭支援センター

施策 4-3-4 区民との協働推進【維持】

男女平等推進に関わる活動を行う団体の登録数が、構成員の高齢化等の影響もあり減少している。今後は、新たな世代に向けた事業を展開し、団体の形成や掘り起こしに向けた取組を進めていく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.97	登録団体との連携促進	登録団体登録数 50 団体	評価評語：停滞
			団体構成員の高齢化等の影響で解散した団体等の影響により、登録団体数は減少した。今後は、シティプロモーション世代から構成される団体等の掘り起こしも含め、登録団体増加に向けた積極的な活動を行っていく。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
96	男女平等推進センターにおける区民や登録団体の活動支援（資料コーナー、交流コーナーの充実）	男女平等に関する活動について勉強や交流等を行っている区民やセンター登録団体に向け、環境整備や学習の機会提供等、様々な支援を行う。	団体構成員の高齢化等の影響により、登録団体数は減少した。今後は、シティプロモーション世代から構成される団体等の掘り起こしも含め、登録団体増加に向けた積極的な活動を行っていく。	男女社会参画課
97	登録団体との連携促進 【I（あい）サロン、参画週間行事】	男女共同参画週間行事（毎年 6 月 23 日から 29 日までの 1 週間）等、センター登録団体と区の共催事業について、活性化に向け、より連携を促進していく。	登録団体登録数：25 団体 団体構成員の高齢化等の影響で解散した団体があったため、登録団体数は減少した。	男女社会参画課
98	いたばし男女平等フォーラムの開催	男女平等参画社会実現に向けた気運醸成のため、区と公募区民との協働でイベントの企画・運営を行う。	参加者数：54 人	男女社会参画課
99	男女平等参画区民協働企画講座の実施	男女平等参画社会実現に向けた気運醸成と男女平等参画推進を行っている団体・グループの育成を目的として、区民主体で企画・運営する講座の実施を支援していく。	参加者数：194 人（全 3 回）	男女社会参画課
100	「センターだより」の発行	区と公募区民との協働で、男女平等参画に関する情報誌を企画・編集・発行する。	発行部数：5,000 部	男女社会参画課

施策 4-3-5 女性健康支援センターとの連携強化【順調】

働く女性の活躍を進める取組が広がりつつある中、女性を取り巻く環境は大きく変化している。健康に関するセミナーを連携して開催するなど、女性の健康への配慮・生き方等について連携を強めて取り組んでいく。

活動指標を設定した事業に対する一次評価

事業名		目標値 (32 年度末)	一次評価（実績は事業実績報告参照）
事業 No.101	女性健康支援センターとの連携で進める啓発・普及	セミナー等の共催 7 回以上 (5 年間累計)	評価評語：順調
			あいカレッジ後期にて女性健康支援センターと連携して、女性の健康のライフデザインに関するセミナーを行った。

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
101	横断的な連携取組 6 女性健康支援センターとの連携で進める啓発・普及	女性健康支援センターと連携して、効果的な啓発活動を推進する。	共催回数：1 回	男女社会参画課 (庁内連携)

● ● 板橋区配偶者暴力防止基本計画 ● ●

～男女が互いに人権を尊重し、暴力のない社会～

めざす姿 3 / 行動 3-2 / 施策 3-2-2 「配偶者からの暴力の防止と被害者支援」【順調】

配偶者からの暴力の防止と被害者支援のため、関係各課や関係機関との連携を図り、中心的機能を持つ配偶者暴力支援センターとしての体制ができている。また、区立中学校で実施したデートDV出前講座や、大学祭におけるパープルリボンの配布等を通じ、未然防止のための意識啓発を進めた。今後も、暴力のない社会に向け、さらなる関係各課や関係機関との連携の強化を図っていく。

● 未然防止のための意識啓発と早期発見体制の充実 ●

施策① 未然防止のための教育と啓発の推進

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
102	DV 防止セミナー	DV 防止に関する講演会・セミナー等を開催し、DV に関する知識や対策を身につけることで、区民の意識を高めていく。	参加者数：128 人（デートDV出前講座）	男女社会参画課
103	学校等と進める予防教育	区内の学校やPTAと協働して、デートDVといった若者の間で起きる問題を取り上げ、DV 防止に関する教育を実施する。	板橋第一中学校において、デートDV防止啓発出前講座を実施し、若年層がデートDVの加害者にも被害者にもならないために必要な正しい知識の習得の啓発に努めた。	男女社会参画課
104	いたばしパープルリボンプロジェクト	大学祭、イベント等でパープルリボンプロジェクトの参加を呼びかけ、女性に対する暴力根絶運動の周知を行う。	大学祭や男女社会参画課が実施する展示等において、パープルリボンの配布やパープルリボンプロジェクトの展示を行い、DV 防止の啓発を図ることができた。	男女社会参画課

施策② 早期発見体制の充実

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
105	通報等に対する体制の充実	関係機関との連携等により通報等に速やかに対応できる体制の充実を図る。	DV 連絡会・DV 担当者会において、区関係各課・警察・児童相談所等と連携している。医療機関とも、東京都発行の配偶者暴力被害者対応マニュアルを基に、連携を図っている。	男女社会参画課
106	民生委員、医師会等関係機関等との連携	民生委員、医師会等関係機関等との連携を推進し、早期発見につながる体制を整える。	病院のソーシャルワーカーと連携を図り、区内病院にDV相談のためのリーフレットやカードを配布し、DV被害が疑われる患者の早期発見に繋がるように体制を整えた。	男女社会参画課

●被害者支援の充実●

施策③ 相談体制の充実

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
107	DV 専門相談の実施	DV 被害者に対する専門相談を実施し、問題解決を図る。	相談件数：662 件（延べ件数）	福祉事務所
108	相談窓口の周知	必要とする人に情報が届くよう、周知方法を工夫しながら啓発活動を行う。	大学祭や成人式のイベントにおける啓発活動で、相談窓口のリーフレットやカードを配布した。	男女社会参画課
109	各相談窓口との連携強化	速やかに問題を解決するために、女性健康支援センター、福祉事務所、高齢者虐待防止窓口、障がい者虐待防止窓口等と連携を図る。	DV 担当者会や婦人相談員連絡会で関係各課や福祉事務所と連携を図り、相談者にとって必要な窓口へ、適切に繋いでいる。	男女社会参画課

施策④ 安全な保護体制

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
110	都道府県配偶者暴力相談支援センターとの連携	都道府県配偶者暴力相談支援センターと連携をし、問題の対応や情報の共有を行う。	都が主催の配暴センターの連携会議に年 2 回出席し、関係機関との連携に関する事例検討や情報交換を行った。	男女社会参画課
111	DV 被害者保護	一時保護を必要とする被害者の多様な特性を理解・尊重し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援を実施する。	保護件数 74 件（被保護者数）	福祉事務所
112	警察との連携強化	各種会議・連絡会等で情報共有を行うとともに、連携により被害者の安全確保に向けた支援に取り組む。	DV 相談者の身に危険が及ぶ恐れがあるケースでは、警察への相談を積極的に勧めると同時に、その都度警察と情報の共有を行い、必要な場合には警察官の立ち合いを要請するなど連携して DV 被害者の保護を実施した。	福祉事務所
113	母子等緊急一時保護事業	緊急に保護を必要とする場合に、一時的に指定施設に保護することにより、対象者の安全を確保する。	・入所世帯数：12 世帯 ・入所人員：21 人	子ども政策課
			保護件数：12 件	福祉事務所

施策⑤ 自立生活再建支援

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
114	被害者情報の秘守	暴力等の被害者を保護するため、住民基本台帳の閲覧、住民票及び戸籍附票の写し交付等について加害者に不当な目的（住所探索）に利用されることを防止する。	住民基本台帳事務処理要領に基づき、暴力等の被害者を保護するため、加害者に不当な目的により住民票等を取得されないよう、制限する支援を行った。	戸籍住民課（関係課）

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
115	就労に向けた支援	被害者が早期に自立できるよう、相談や就労に関する情報提供、資格取得に向けた支援等を行う。	相談の中で自立や就労に向けて必要な情報提供や窓口の案内を行った。また、自立に向けて継続的な相談に取り組んだ。	男女社会参画課 (関係課)
116	国保・年金制度による適切な情報提供	健康保険や年金等各种手続きに必要な情報提供や支援を一人ひとりの状況に応じて対応していく。	・国民健康保険相談件数：9 件 ・国民年金相談件数：4 件	国保年金課
117	福祉総合相談 《再掲》	あらゆる福祉の相談をひとつの窓口で受け付け、相談内容に応じた、的確迅速な支援を行う。	相談件数：30,331 件	福祉事務所
118	ひとり親家庭ホームヘルプサービス 《再掲》	ひとり親家庭で、家事・育児・一時的な病気で困ったときに、ホームヘルパーを派遣する。	・実利用世帯数：16 世帯 ・延べ利用回数：724 回	子ども政策課 福祉事務所
119	母子生活支援施設 《再掲》	母子を保護し、母に対しては自立支援や就労支援等、子に対しては、基本的な生活習慣や学習習慣等を確立させることにより、施設退所後も母子で自立して生活を送れるよう支援する。	・延べ入所世帯数：193 世帯 ・延べ入所人員：461 人	子ども政策課 福祉事務所
120	生活の支援	生活保護の手続きや自立に必要な情報提供と支援を行う。	・入所件数：29 件 ・生活保護適用件数：37 件	福祉事務所
121	保育・就学等の支援	住民票の記載がない場合においても、DV 被害者の子どもが保育園、幼稚園に入園・就学できること、予防接種や定期健診を受けることができる等の行政サービスに関する情報提供と適切な支援を進める。	DV 担当者会等において、DV 被害者支援を行っている関係各課が、それぞれ担っている役割を確認し合い、情報を共有し、住民票の記載がない被害者においても適切な支援ができるよう連携を図っている。	男女社会参画課 (関係課)
122	子どもの心のケアへの支援	暴力行為を目撃した子どもの心の傷を回復するため、児童相談所等関係機関と連携を図りながら、子どもの心のケアを支援する。	必要に応じて児童相談所の心理面談につなげ、子どもの心のケアの支援を行った。	子ども家庭支援センター

施策⑥ 関係機関との連携推進

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
123	DV 連絡会の充実	行政、警察、民間支援団体など関係機関が相互協力と緊密な連携体制を図るために実施する。	開催回数：2 回	男女社会参画課
124	DV 担当者連絡会の充実	現場における担当者レベルでの連絡会を実施し、より実践的な課題解決に向けた検討を行う。	開催回数：2 回	男女社会参画課
125	東京都配偶者暴力相談支援センター等との連携	連係会議等により被害者支援に向けて、情報交換、課題の共有等を行う。	年 2 回の連携会議に出席し、被害者支援の為の事例検討や、情報交換を行い、関係各所との連携を図った。	男女社会参画課
126	警察、医師会等関係機関との連携	DV 被害や、犯罪の未然防止、発生時の速やかな対応をするために、警察や医師会等と連携を行っていく。	DV 連絡会を開催し、警察と DV 被害者支援の課題を共有することに努めた。 病院のソーシャルワーカーと連携を図り、DV 被害者の早期発見に繋がるように体制を整えた。	男女社会参画課 福祉事務所

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
127	NPO 等民間団体との連携	DV 被害や、犯罪の未然防止や発生時の速やかな対応をするために、NPO や民間団体と連携を進める。	病院のソーシャルワーカーと連携し、区内病院に DV 相談の為にリーフレットやカードを配布し、DV 被害が疑われる患者を発見した際、いち早く相談できるための体制を整えた。	男女社会参画課 福祉事務所
128	要保護児童対策地域協議会	関係機関・部署と緊密なネットワークを構築することにより、要保護児童等の適切な保護や支援を図る。	・児童虐待通告受付件数：447 件 ・要保護児童対策地域協議会（代表者会議）：2 回 （実務者会議）：19 回 （個別ケース会議）：140 回	子ども家庭支援センター
129	国・東京都・他区市町村との連携	国や東京都の動向を踏まえ、連携をしながら計画を推進していく。他区市町村とも協力し、情報交換・収集に努める。	都の連携会議（2 回）・東京地裁の連携会議（1 回）に出席し、情報交換や課題を共有し、他区市町村とも協力体制を確認した。	男女社会参画課

施策⑦ 人材の育成

事業実績報告

No.	事業	内容	平成 29 年度実績	担当課
130	研修等の充実	相談員の質の向上・維持や二次被害防止等に向けた継続的な取組を推進する。	都や東京地裁における連携会議・婦人相談員の研修・DV 連絡会・担当者会等の資料を基に、被害者支援の為に情報を収集、課題を共有し、相談員の質の向上に努めた。	男女社会参画課
131	研修等資料の提供	DV を担当する職員が、DV の特性を理解し被害者の立場に配慮しや適切に対応できるよう研修等資料の提供を行う。	都や東京地裁における連携会議・婦人相談員の研修・DV 連絡会・担当者会等の資料を相談員に提供し、共有を図り、適切な支援ができるように努めた。	男女社会参画課
132	相談員の精神的ケアへの対応	DV 相談を担当する相談員の精神的ケアへの対応を行う。	業務の中で相談員が一人で負担を抱え込まないよう、職員と相談員間で、情報を共有するなど、気持ちのケアに努めた。	男女社会参画課

男女平等参画社会実現のための板橋区行動計画
いたばしアクティブプラン 2020
平成 29 年度実施状況報告書

板橋区総務部男女社会参画課

平成 30 年（2018 年）9 月

〒173-0014 東京都板橋区大山東町 32-15
TEL 03-3579-2486
FAX 03-3579-2345

刊行物番号

30-65